

生産性向上委員会指針

医療法人友仁会

介護医療院松島みどりの家

1. 総則

「一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、介護サービスの生産性向上を図り、「介護の価値を高めること」を目的とする。

介護の仕事の価値を高める取り組みは、人材育成とチームケアの質の向上、そして情報共有の効率化である。これらを生産性向上に取り組む意義とし、介護サービスの質の向上と人材定着・確保を目指す。

2. 生産性向上委員会に関する事項について

(1) 委員会の目的

介護の質を維持・向上させつつ、日々忙しい介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくための対策を検討するため「生産性向上委員会」を設置する。

(2) 委員会の構成

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ 介護士
- ・ リハビリ職員
- ・ 管理栄養士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 事務

(3) 委員会の業務

生産性向上委員会は定例開催（1、4、7、10月の16時より開催する。司会進行、書記を1、7月はⅠ型医療院が行い、7、10月はⅡ型医療院が行う）の他、必要に応じて開催し、次に掲げる項目について検討を行う。

下記項目の検討及び、実務改善の取り組みに関しては各種委員会（安全管理委員会、教育委員会、情報管理室等）と協力して行う。

- ① 見守り機器、介護記録ソフトを利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保。
- ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮。
- ③ 機器不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携）。
- ④ 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育研修の実施。

また実務改善に向けた以下の取り組みを行う。

- ① 職場環境の整備
- ② 業務の明確化と役割分担

- ③ 手順書の作成
- ④ 記録報告様式の工夫
- ⑤ 情報共有の工夫
- ⑥ O J Tの仕組みづくり
- ⑦ 理念・行動指針の徹底
- ⑧ 利用者へのサービス提供内容の確認と改善

(4) 職員研修の実施

生産性向上に資する知識の習得、施設方針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修を実施し、職員の資質向上及び教育に努める。また研修については教育委員会と連携して行う。

3. 生産性向上のための手順

(1) 改善活動の準備

- ・委員会から職員全体へ取り組み開始を宣言する。
- ・介護分野における生産性向上の必要を理解し、取り組み意欲を高める。
- ・改善活動に取り組む業務改善のプロジェクトチームを立ち上げ、リーダーを決める

(2) 現場の課題を見える化

厚労省にある「課題把握シート」や「業務時間見える化ツール」等を利用し、取り組む課題を洗い出す。業務改善に向けた取り組みは以下の8つの視点から行う。

- ① 職場の環境整備（安全な環境と働きやすい職場）
- ② 業務の明確化と役割分担（「ムリ」「ムダ」「ムラ」の3Mを削除）
- ③ 手順書の作成（誰が行っても同じサービスが提供できるように手順を明確にする）
- ④ 記録報告様式の工夫（情報を読み解きやすくする）
- ⑤ 情報共有の工夫（情報共有のタイムラグの解消を図る）
- ⑥ O J Tの仕組みづくり（教育内容の統一と指導方法の標準化）
- ⑦ 理念・行動指針の徹底（自律的な行動がとれる職員を育成する）
- ⑧ 利用者へのサービス提供内容の確認と改善（業務内容を見直して改善）

(3) 実行計画を立てる

- ・解決する課題を絞り込み、プロジェクトチームで意見交換を行い、優先的に取り組むべき課題を決定する。
- ・課題解決のために必要な取り組み内容や職員の役割を決定する。

(4) 改善活動に取り組む

- ・まずは取り組み、試行錯誤を繰り返す。

- ・大きな成功は小さな成功の積み重ねから生まれるため、小さな成功事例を作り出せるよう取り組む。
- ・取り組みの前後で効果の判定を行う。

(5) 改善活動を振り返る

- ・取り組みの途中経過を把握し、改善活動におけるゴールを達成するために必要な軌道修正を図る。
- ・取り組みの成果を検証する。

(6) 実行計画を練り直す

- ・上手く出来た点、上手く出来なかった点について分析する。
- ・優先度が低いと位置付けた課題を含め、改めて取り組む改善活動を検討する。

4. その他

- (1) 介護分野における生産性向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善を行っていく。
- (2) 生産性向上のための指針の改廃
指針の改廃は生産性向上員会に会議を経て行う。
- (3) 記録の整備
生産性向上委員会の会議録及びプロジェクトチームの実施記録等の保存年数は5年間とする。
- (4) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ・本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。また
 - ・当施設では電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

附則

令和8年3月10日 施行